

逗子市環境基本計画

逗 子 市

はじめに



私たちのまち逗子は、三方を緑豊かな山に、また、一方を遠浅で波静かな海に囲まれ、温暖で風光明媚な土地であり、古くは文豪をはじめ多くの著名人に愛された保養地として、また、その後も都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」の下に、閑静な住宅都市として発展してきました。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな逗子の環境を世代を超えて引継ぐ責務を担っています。

しかし、物質的な豊かさや利便性を求める社会経済活動や都市化による緑地の喪失が地域のひいては地球全体の環境を悪化させる問題として顕在化してきています。

こうした問題を解決していくためには、市民一人ひとりが、事業者が、そして市が共に手を携えて、環境への負荷の少ない生活、自然と共生できるような暮らし方を実践することが、今、強く求められているといえます。

市では、平成9年3月に逗子市環境基本条例を制定し、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めました。この環境基本計画は、その理念を具現化するために、環境審議会や市民討論会等のご意見を踏まえ、本市の望ましい環境の姿や、環境重点課題とそれに対応する目標、推進体制などを定め、市民、事業者、市、各々の環境問題への取組みの基本的な方向を示すものとして策定いたしました。

さらに、本環境基本計画を着実に推進できるよう、今後は、市民、事業者、市、各々の具体的な行動・役割を検討し、行動等指針を定めていく予定です。しかし、環境問題は、計画だけ策定しても実践が伴わなければ解決しないものだと考えています。「市民の側に立つ、環境保全」を進めるために、何よりも皆さんのご協力とご理解をいただきたくお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご指摘、ご提言を賜りました、環境審議会委員をはじめ、多くの方々に、厚くお礼を申し上げます。

1999年（平成11年）3月

逗子市長 長島一由

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
第1節 計画策定の背景	3
1 環境問題の現況	3
2 逗子市の環境と問題点	4
3 逗子市の環境政策の推移	4
第2節 計画策定の意義と目的	5
第2章 政策の基本方針	
第1節 基本的な考え方	9
第2節 計画の期間と位置付け	11
第3節 計画の推進に向けて	12
第3章 逗子市での重点課題	
第1節 三つの重点課題	15
第2節 重点課題への取組み	16
1 まちなみと緑の創造	16
2 ごみ問題	20
3 二酸化炭素の削減	23
第4章 施策の方向	
第1節 快適な生活環境の創造	28
1 大気保全	28
2 水質保全	30
3 土壌保全	32
4 化学物質	34
5 騒音・振動・悪臭	36
6 建造物影響	38
7 景観	40
8 美化	42
9 公園緑地の整備	44
10 居住空間の整備	46

第2節	循環型社会の構築	48
1	廃棄物排出抑制	48
2	物の循環利用	50
3	水の循環利用	52
4	エネルギーの効率的利用	54
第3節	自然環境の保全	56
1	動植物	56
2	緑	58
3	川	60
4	海	62
第4節	地球環境の保全	64
1	地球温暖化の防止	64
2	オゾン層の保護	66
3	その他の地球環境の保全	68
4	国際協力	70
第5章	推進の計画	
第1節	行動等指針の策定	75
第2節	環境教育・学習、情報収集・提供	76
第3節	市民活動の促進と推進体制	77
第4節	進行管理	79
資料編		
1	逗子市環境基本条例	83
2	逗子市環境基本計画策定経過	88
3	逗子市環境審議会	89
4	逗子市環境基本計画を考える集い	94
5	市民意識調査等自由意見集計表	125
6	環境基準	126
7	用語解説	130

計画の構成



第 1 章
計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

1 環境問題の現況

高度経済成長期の環境問題は、特定工場や事業所等から発生する産業公害が主流を占め、原因と被害の因果関係がある程度特定でき、また、規制をすることにより対策を講じることができるものでした。しかし、今日の環境問題は、時間的・空間的な広がりを持っており、また、因果関係も複雑化しています。私たちが生活の中で排出する二酸化炭素等によって、地球温暖化が進行し、海水面の上昇、集中豪雨等が起きるといわれています。また、先進国の大量消費が、発展途上国の自然破壊や土壌荒廃等の環境悪化の原因の一つとなっているといわれています。私たちが便利さを享受するために大量に使い捨ててきた物質によって、地下水汚染や化学物質汚染が懸念され、その処理が問題となっています。このように、最近の環境問題は誰もが加害者になる可能性があると同時に、誰もが被害者になる可能性を持っているといえます。



2 逗子市の環境と問題点

本市は、都市宣言に「青い海と みどり豊かな 平和都市」とうたわれているように、波静かな海と豊かな緑に恵まれた、閑静な住宅都市として発展してきました。近隣都市の工業地帯からやや離れた位置にあり、公害の発生原因となる工場も少ないことから、産業型公害等による環境問題は、あまり大きな問題には至りませんでした。

しかし、本市においても、かつては生活排水による河川の水質汚濁が起こり、今なお、自動車の排気ガスによる大気汚染や大量に排出されるごみによる環境負荷など、日常生活と密接に結びついている都市・生活型の公害が問題となっており、その対策として、廃棄物や二酸化炭素の排出抑制などが重要な課題となっています。

また、1960年代後半以降、住宅不足や価値観の変化などを背景として増加した開発・宅地造成は、首都圏に残された本市の貴重な緑地を減少させ、また、日照や景観等地域住民の生活環境へ与える影響が大きいことから、環境を視点としたまちづくりを進めるうえで大きな課題となっています。

3 逗子市の環境政策の推移

本市では、1975年（昭和50年）環境政策の方向を示す「逗子市環境をよくする条例」を制定、1992年（平成4年）「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」を制定、また、1993年（平成5年）には「逗子市環境管理計画」を策定する中で、自然環境の保全を中心にした環境政策を推進してきました。しかし、今日の環境問題の多くが、空間的、時間的な広がりの中で緩むことなく進行しており、環境問題へのさらなる対応が求められています。このような状況の中で、新たな施策として1997年（平成9年）3月に「逗子市環境基本条例」を制定しました。この条例では、環境政策の基本理念や基本的方向を定めるとともに、本計画の策定を義務付けています。

第2節 計画策定の意義と目的

今日の環境問題の解決には、私たち一人ひとりが、環境問題は社会全体の課題であること及び環境が生活基盤を支える重要な役割を担っていることを深く認識し、今後、市民、事業者、市それぞれが主体となり協働して、環境の保全と創造について積極的に取り組んでいかなければなりません。また、国や神奈川県をはじめ、近隣の自治体が、環境問題に積極的に取り組む中で、環境政策の広域的な連携は不可欠となっています。グローバルな視点に立って、本市における環境問題とともに、地球環境問題等への取組みを計画的に推進するためには、本計画の策定が重要になります。

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画であり、環境の保全と創造のための施策の方向を示すものです。

